

南知多町選挙管理委員会告示第20号

南知多町選挙公報の発行に関する規程を別紙のとおり定める。

令和 8年 6月 1日

南知多町選挙管理委員会

委員長 石 堂 和 重

南知多町選挙公報の発行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南知多町選挙公報の発行に関する条例（令和8年南知多町条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、南知多町の議会の議員及び長の選挙公報の発行について必要な事項を定めるものとする。

(掲載文の申請)

第2条 候補者が条例第3条の規定による申請をしようとするときは、選挙公報掲載申請書（第1号様式）に同一の掲載文2通及び候補者の写真2枚（同一の原板に限る。）を添えて南知多町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、当該選挙期日の告示があった日の午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(掲載文)

第3条 掲載文は、選挙公報掲載文原稿用紙（第2号様式。以下「原稿用紙」という。）に黒色の色素を用い、はっきり記載しなければならない。

2 掲載文は、通常使用する漢字、片かな、ひらがな、アラビア数字、アルファベットの文字、記号及び符号並びに図面及び図表の類（以下「文字等」という。）を用いて記載するものとする。

3 写真欄には、前条第1項の候補者の写真を掲載するので、文字等を記載してはならない。

4 掲載文には、写真欄以外には写真は掲載できない。

5 氏名等の欄には、党派、年齢、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第86条の4第1項の規定による候補者の届出書に記載した氏名（ふりがなを含む。）を記載しなければならない。ただし、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により通称の使用の

認定を受けた場合においては、当該通称（ふりがなを含む。）を記載しなければならない。

- 6 掲載文に図面、図表その他これらに類するものを記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。ただし、掲載文を記載することができる面積には、写真欄及び氏名欄に係る面積は含まない。

（掲載文の修正又は撤回）

第4条 候補者は、既に申請した掲載文を修正しようとするときは、修正した掲載文を添えて、選挙公報掲載文修正申請書（第3号様式）により委員会に申請しなければならない。

- 2 候補者は、既に申請した掲載文を撤回しようとするときは、選挙公報掲載文撤回申請書（第4号様式）により委員会に申請しなければならない。

- 3 前2項の規定による掲載文の修正又は撤回の申請は、第2条第2項の規定による申請期限までにしなければならない。

（掲載文の訂正）

第5条 委員会は、第3条の規定に違反して記載した掲載文の申請があったとき又は文字が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、掲載文を訂正させることができる。

（掲載の順序）

第6条 条例第4条第2項の規定による掲載の順序のくじは、第2条第2項の規定による申請の期限後速やかに行う。

- 2 委員会は、前項のくじを行う日時及び場所をあらかじめ告示しなければならない。

（選挙公報の様式及び印刷方法）

第7条 選挙公報は、第5号様式により黒色刷りとする。

- 2 選挙公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版により印刷する。

3 候補者は、選挙公報の体裁等について指定することはできない。

(掲載の中止)

第8条 候補者が候補者であることを辞し、死亡し、又は法第86条第9項の規定によりその届出を却下され、若しくは法第91条若しくは法第103条第4項の規定によって公務員となったため候補者であることを辞したものとみなされるに至ったことを知った場合は、その者に係る掲載文の掲載は中止する。ただし、条例第4条第2項に規定するくじを行った後においては中止しないものとする。

(掲載文の返還)

第9条 いったん提出された選挙公報の掲載文の原稿は、第4条の規定による場合のほか、いかなる場合においても返還しない。

(選挙公報の正誤)

第10条 選挙公報の印刷に誤りがあったときは、委員会は、直ちに訂正の告示をしなければならない。

(選挙公報の余白利用)

第11条 委員会は、選挙公報に余白がある場合は、その部分に選挙に関する啓発、周知等の事項を掲載することができる。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

年 月 日

南知多町選挙管理委員会
委員長

選挙
候補者 氏名

年 月 日執行の 選挙の選挙公報の掲載を受けたいので、南知多町
選挙公報の発行に関する条例第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 掲 載 文 別添のとおり

2 連 絡 先
住 所
電話番号

- 備考1 掲載文の原稿用紙は、南知多町選挙管理委員会が交付したものを添付すること。
2 この申請書は、選挙期日の告示のあった日の午後5時までに、南知多町選挙管
理委員会へ提出すること。

写 真
(ここに写真を
貼らないこと)

候補者氏名		
写真撮影日		年 月 日
連絡先	責任者氏名	
	電話番号	

※以下の欄は記入しないでください。

※ 受 付 日 時		
年 月 日 午 時 分		
※受付番号	※受付者印	※掲載順序
第 番		第 番

	(ここに写真を貼らないこと)
	氏名等の欄
	党 派
	氏 名
	年 齢

第3号様式（第4条関係）

選 挙 公 報 掲 載 文 修 正 申 請 書

年 月 日

南知多町選挙管理委員会
委員長

選挙
候補者 氏名

年 月 日付けで申請した 年 月 日執行の 選挙の選挙公報の掲載文を修正したいので、南知多町選挙公報の発行に関する規程第4条第1項の規定により申請します。

- 備考1 掲載文の原稿用紙は、南知多町選挙管理委員会が交付したものを使用すること。
- 2 この申請書は、選挙期日の告示のあった日の午後5時までに、南知多町選挙管理委員会へ提出すること。

第4号様式（第4条関係）

選 挙 公 報 掲 載 文 撤 回 申 請 書

年 月 日

南知多町選挙管理委員会
委員長

選挙
候補者 氏名

年 月 日付けで申請した 年 月 日執行の 選挙の選挙公報の掲載文を撤回したいので、南知多町選挙公報の発行に関する規程第4条第2項の規定により申請します。

備考 この申請書は、選挙期日の告示のあった日の午後5時までに、南知多町選挙管理委員会へ提出すること。

第5号様式（第7条関係）

1 町長選挙及び議会議員補欠選挙の場合

年 月 日執行 選挙	選 挙 公 報 南知多町選挙管理委員会
2	1

この選挙公報は、候補者から提出された原稿を写真に撮ってそのまま印刷したものです。

備考1 選挙公報掲載申請者が2人を超えるときは、2頁以下の掲載の順序は、1頁の例により行うものとする。

2 選挙公報掲載申請者の数により、選挙公報の大きさ及び印刷の体裁を変更することができる。

2 議会議員一般選挙の場合

この選挙公報は、候補者から提出された原稿を写真にとってそのまま印刷したものです。	年 月 日執行 南 知 多 町 議 会 議 員 一 般 選 挙	選 挙 公 報 南知多町選挙管理委員会	
	3	2	1
	6	5	4
	9	8	7
	12	11	10

備考1 選挙公報掲載申請者が12人を超えるときは、2頁以下の掲載の順序は、1頁の例により行うものとし、各頁同数になるよう掲載する。

ただし、選挙公報掲載申請者を頁数で除し、端数がでた場合は、1頁から順に1人ずつ割り当てる。

2 選挙公報掲載申請者の数により、選挙公報の大きさ及び印刷の体裁を変更することができる。